

1 受験資格及び免除の範囲

- (1) 次のいずれかに該当する人は、試験を受けることができます。
 ア 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者
 イ 同法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者
 (2) 同法施行規則第46条の規定に該当する人は試験の免除を受けられます。

- ◎ 受験資格及び免除の範囲（一部）
 受験者の有する資格等によって、試験の一部の免除を受けることができます。

受験資格（主なもの）		実務経験 年 数	実 技	免 除 の 範 囲		
				学 科		指 導 方 法
				関 連 学 科	専 攻	
				系基礎	専 攻	
学校教育	●大学卒業（通信課程を除く）	1年以上		○	○	
	●短期大学卒業（通信課程を除く）	2年以上				
	●高等専門学校卒業	2年以上		○	○	
	●職業課程の高等学校卒業	3年以上				
	普通課程の高等学校卒業（通信課程を除く）	5年以上				
職業訓練	短期養成課程の指導員養成訓練修了 （職業能力開発総合大学校の長が認める区分）	1年以上	○	○	○	○
	長期養成課程の指導員養成訓練修了	1年以上				
	長期課程の指導員訓練修了	1年以上				
	●応用課程の高度職業訓練修了	—		○	○	
	●職種転換課程の高度職業訓練修了	1年以上		○	○	
	●普通課程の普通職業訓練修了	2年以上				
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了	3年以上				
	●短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了	3年以上				
労働大臣の 指定学校	●専門課程(2年)の専修学校卒業	3年以上				
	●専門課程(3年)の専修学校卒業	2年以上				
	●高等課程若しくは一般課程(2年)の専修学校又は 各種学校(2年)卒業	4年以上				
	●高等課程若しくは一般課程(3年)の専修学校又は 各種学校(3年)卒業	3年以上				
実務経験のみ	8年以上					
職業能力開発促進法による技能検定1級又は単一等級合格者 （「バルコニー施工」及び「電子回路接続」を除く。）	—	○	○	○		
職業能力開発促進法による技能検定2級合格者	—	○				
免 除 資 格 （ 主 な も の ）						
受験職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験の合格者			○			
受験職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験の合格者 （該当する試験区分のみ）				○	○	○
他職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者						○
受験職種と同一系のお他職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者又は その学科試験に合格した者※				○		○

- (注) ●印は免許職種に関する学科を履修していること。
 ○印は試験が免除される範囲
 受験職種に相当する技能検定職種については、別表1を参考にしてください。

◎ 他の法令に基づく資格による受験資格及び免除の範囲（一部）

職 種 (主なもの)	受 験 資 格	免 除 の 範 囲		
		実 技	関 連 学 科	
			系基礎	専 攻
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○
	厚生労働省人材開発統括官が定める試験に合格した者、資格を有する者	○		
建築科	建築士法による1級建築士の免許を有する者		○	○
電子科	電波法による第1級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による1級4輪自動車整備士、1級2輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士、2級3輪自動車整備士又は2級2輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○
航空機整備科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験合格証を有する者(※)及び航空法による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○
測量科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○
電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	○
和裁科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者	○		
電気科	電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する者、昭和54年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士の免状を有する者		○	○
介護サービス科	職業能力開発促進法施行規則別表第11の3に該当する者	○	○	○

(注) ○印は試験が免除される範囲

※ 航空機国家試験合格者については関連学科のみ免除

2 欠格者

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その日から2年を経過しない者

別表1 受験職種に相当する技能検定職種一覧表

免許職種	技能検定職種	免許職種	技能検定職種
園芸科	園芸装飾	冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工
造園科	造園	染色科	染色
森林環境保全科		ニット科	ニット製品製造
鉄鋼科	金属溶解	洋裁科	婦人子供服製造
鑄造科	金属溶解、鑄造、粉末冶金、ﾀﾞｲｶｽﾄ	洋服科	紳士服製造
鍛造科	鍛造	和裁科	和裁
熱処理科	金属熱処理、金属材料試験	寝具科	寝具製作
機械科	機械加工、放電加工、金型製作、仕上げ、切削工具研削、機械検査、機械保全、油圧装置調整、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図	帆布製品科	帆布製品製造
		縫製科	布はく縫製
		木型科	木型製作
		木工科	家具製作、建具製作、機械木工
構造物鉄工科	鉄工		
塑性加工科	金属プレス加工、建築板金、工場板金、鉄工	紙器科	紙器・段ボール箱製造
金属表面処理科	めっき、アルミニウム陽極酸化処理	製版・印刷科	製版、印刷
電子科	電子機器組立て、自動販売機調整、電子回路接続、半導体製品製造	製本科	製本
		プラスチック製品科	プラスチック成形、強化プラスチック成形
メカトロニクス科	電気機器組立て	陶磁器科	陶磁器製造
電気科	電気機器組立て、自動販売機調整、電気製図	ブロック建築科	ブロック建築、エーエルシーパネル施工
自動車製造科	内燃機関組立て	石材科	石材施工
鉄道車両科	鉄工、鉄道車両製造・整備	麺科	製麺
造船科	鉄工	パン・菓子科	パン製造、菓子製造
時計科	時計修理	食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
光学ガラス科	光学機器製造	水産物加工科	水産練り製品製造
光学機器科		発酵科	みそ製造、酒造
製材機械科	切削工具研削	建築科	建築大工、枠組壁建築、ハルコニー施工、サッシ施工(建築科のみ)
内燃機関科	内燃機関組立て	枠組壁建築科	
縫製機械科	縫製機械整備	フラワー装飾科	フラワー装飾
建設機械科	建設機械整備	化学分析科	化学分析
農業機械科	農業機械整備	公害検査科	
屋根科	かわらぶき	貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
とび科	とび	印章彫刻科	印章彫刻
左官・タイル科	左官、タイル張り	表具科	表装
築炉科	築炉	さく井科	さく井、ウエルポイント施工
畳科	畳製作	建設科	型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工
配管科	配管	防水科	防水施工
住宅設備機器科		インテリア科	内装仕上げ施工、表装

免許職種	技能検定職種	免許職種	技能検定職種
床仕上げ科	内装仕上げ施工	義肢装具科	義肢・装具製作
熱絶縁科	熱絶縁施工	工業包装科	工業包装
建築板金科	建築板金	写真科	写真
サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工	建築物設備管理科	ビル設備管理
土木科	ウエルポイント施工	建築物衛生管理科	ビルクリーニング
塗装科	塗装、塗料調色	日本料理科	調理
広告美術科	広告美術仕上げ	中国料理科	
		西洋料理科	